

項目	【改正健康増進法】	【条例のイメージ】	【条例に盛り込む理由】
1 目的	<ul style="list-style-type: none"> ・「望まない受動喫煙」をなくす ・受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮 ・施設の類型、場所ごとに対策を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・県、県民、事業者及び施設の管理権原者、保健医療関係者、保護者等（以下「関係者等」）が、それぞれの立場から受動喫煙防止に取り組み、県民の健康への悪影響を未然に防止 	—
2 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・（規定なし） 	<ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙のない健康で快適な山形県を目指し、健康長寿日本一を実現 ・特に未来を担う子どもや妊産婦、その他健康上配慮すべき人を受動喫煙から守る ・本県を訪れる人が快適に過ごせるよう、受動喫煙のない「きれいな空気でおもてなし」を実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・本県が受動喫煙防止対策を県民運動として進める上での基本方針
3 責務	<p>[国及び地方公共団体の責務]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙に関する知識の普及、防止に関する意識の啓発 ・防止に必要な環境の整備、受動喫煙防止のための対策を推進 ・受動喫煙に関する調査研究（国のみ） <p>[国民の責務]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙をする際、望まない受動喫煙防止のため、周囲の状況に配慮 <p>[管理権原者等の責務]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙場所を設置する場合は、望まない受動喫煙を防止できる場所とするよう配慮 ・喫煙禁止場所に喫煙用の器具及び設備を喫煙に使用できる状態で設置してはならない <p>[国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設を管理する者その他の関係者の責務]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・望まない受動喫煙防止に、相互に連携を図りながら協力 	<p>[県の責務]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙防止に関する施策の積極的な推進 ・関係者等が一体となり、受動喫煙防止の県民運動を実施 ・子どもや出産・子育て世代に対する受動喫煙防止教育の実施 ・喫煙マナーの遵守と周囲への十分な配慮などの普及啓発や優良事例などの情報発信 <p>[県民の責務]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙の悪影響についての正しい理解 ・喫煙マナーの遵守 <p>[事業者及び施設の管理権原者の責務]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設における受動喫煙防止対策の主体的な取り組み及びそれぞれが構成する団体等における受動喫煙防止運動の実施 ・従業員への受動喫煙防止対策及び教育の実施 <p>[保健医療関係者、教育関係者の責務]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙や受動喫煙の健康への悪影響についての情報発信や健康教育の実施 ・県、市町村が実施する受動喫煙防止の取り組みと協力 <p>[保護者の責務]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの受動喫煙の防止及び教育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの受動喫煙防止対策に関する役割を「責務」として規定
4 標識の表示	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙専用室等を設置する場合、当該場所及び出入口の見やすい箇所に掲示 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の入り口等に、対策内容（禁煙・分煙等）を表示 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者への適切な情報発信
5 適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は喫煙禁止場所とはしない 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館・ホテルの客室等及び人の居住の用に供する場所は喫煙禁止場所とはしない 	<ul style="list-style-type: none"> ・—（改正法に同じ）

6 施設毎の対策等

【改正健康増進法】		
区分	施設の類型	講ずべき対策
第一種施設	<ul style="list-style-type: none"> 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機 	<ul style="list-style-type: none"> 禁煙 (屋外喫煙場所設置可)
第二種施設	<ul style="list-style-type: none"> 第1種施設以外の多数の者が利用する施設 旅客運送事業船舶・鉄道 <p>※飲食店も第2種施設に含まれる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可、経過措置としての加熱式たばこ専用室設置可)
	<p style="text-align: center;">既存飲食店の特例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 客席面積 100 m²以下で、個人又は中小企業（資本金又は出資の総額 5,000 万円以下）が経営する既存飲食店 </div>	<ul style="list-style-type: none"> 原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可、経過措置としての加熱式たばこ専用室設置可) <p>≪経過措置≫特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 主たる出入口への標識の掲示により喫煙可
罰則	<p>[全ての者]</p> <p>≪50万円以下の過料≫</p> <ul style="list-style-type: none"> 紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等 <p>≪都道府県知事等の命令に従わなかった場合 30万円以下の過料≫</p> <ul style="list-style-type: none"> 喫煙禁止場所における喫煙 <p>[施設等の管理権原者]</p> <p>≪都道府県知事等の命令に従わなかった場合 50万円以下の過料≫</p> <ul style="list-style-type: none"> 喫煙器具・設備等の撤去等 喫煙室の基準適合 <p>≪50万円以下の過料≫</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設標識の掲示 <p>≪30万円以下の過料≫</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設標識の除去 <p>≪20万円以下の過料≫</p> <ul style="list-style-type: none"> 書類の保存（喫煙可とする既存飲食店） 立入検査への対応 <p>≪過料の規定無≫</p> <ul style="list-style-type: none"> 20歳未満の者の喫煙室への立入禁止 広告・宣伝（喫煙専用室以外の喫煙室設置施設等に限る） (広告・宣伝を行う場合は、当該喫煙室設置施設であることを明記) 	

【条例のイメージ】		【条例に盛り込む理由】
施設の類型	講ずべき対策	
学校（大学等を除く）・医療機関・児童福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> 禁煙 (屋外にも喫煙場所を設けないよう努めるものとする) 	<ul style="list-style-type: none"> これまでの「宣言」による取組みを後退させないため
大学・行政機関等	<ul style="list-style-type: none"> 禁煙 (屋外に喫煙場所設置可) ⇒改正法を適用し、県条例では規定しない 	
旅客運送事業自動車・航空機	<ul style="list-style-type: none"> 禁煙 ⇒改正法を適用し、県条例では規定しない 	
第1種施設以外の多数の者が利用する施設（職場等）及び旅客運送事業船舶・鉄道 ※下記の公共性の高い施設、既存飲食店を除く	<ul style="list-style-type: none"> 原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可、経過措置としての加熱式たばこ専用室設置可) ⇒改正法を適用し、県条例では規定しない 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内禁煙 (喫煙専用室・加熱式たばこ専用喫煙室を設けないよう努めるものとする)
公共性の高い施設 (社会福祉施設(老人・障がい)、美術館・博物館、図書館、体育館等、駅舎・バスターミナル、金融機関・郵便・水道・電気等の営業所(公共的空間のみ)、劇場、映画館、展示場、集会場、公会堂、観覧場、公衆浴場 等)	<ul style="list-style-type: none"> 屋内禁煙 (喫煙専用室・加熱式たばこ専用喫煙室を設けないよう努めるものとする) 	
同左	<ul style="list-style-type: none"> 改正健康増進法の経過措置の特例に基づき、主たる出入口への標識の掲示により喫煙可とする既存飲食店においても、受動喫煙の防止に自主的に取り組むよう努めるものとする 	
<ul style="list-style-type: none"> (規定なし) 		

(注1) は、条例に規定した場合に「改正健康増進法」と異なるもの
(注2) 「講ずべき対策」欄の [] 内の内容については、条例には規定しない